

スポーツ庁 令和2年度第2次補正予算事業

スポーツ活動継続サポート事業

(スポーツ事業継続支援補助金)

公募要領【簡易版】

(2020年10月16日現在)



1

JSPPO
Japan Sport Association

目 次

●本補助金の概要.	p3
●重要説明事項（申請にあたっての注意点）.	p4
●補助対象者.	p5
●補助対象例.	p7
●補助率／補助対象経費（想定事例付き）.	p8
●他の助成金等との併用について.	p1 1
●申請から報告までの流れ.	p1 2
●応募時提出書類（法人／任意団体／個人事業主／共同申請）. .	p1 3
●実績報告時提出書類（単独申請／共同申請）.	p1 8
●各種申請スケジュール.	p2 1
●問い合わせ／書類提出先.	p2 3

スポーツ事業継続支援補助金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたスポーツ関係団体や個人事業主が、
感染対策を行いつつ、**活動の再開・継続に向けて積極的に取り組む**
スポーツ事業に対して、費用の一部を補助する制度です。



公募要領4～5ページの【重要説明事項】をよくご確認ください。

1. この補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます
2. 補助対象として認められるのは、最大で、2020年2月26日～同年11月30日に発生した経費です
3. 事業内容に変更がある場合は事前承認が必要です
4. 指定日までに実績報告書が提出されない場合、補助金は受け取れません
5. 実績報告書等の確認時に要件を満たしていない場合には、補助金が減額される場合があります
6. 備品は単なる老朽化による買い替え等は出来ません
7. 補助事業関係書類は事業終了後5年間は保存しなければなりません
8. 国費、独立行政法人、公営競技等からの支援を受けている場合は対象外となります
9. 提出された個人情報、国および日本スポーツ協会と共有します

補助対象者

- スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている、
常勤従業員20人以下の一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、
公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人又は任意団体

※会社及び会社に準ずる営利企業は対象外

（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合 etc.）

- スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている、
個人事業主（フリーランスを含む）。

※上記以外にもいくつか条件があります。

詳細は公募要領「2.補助対象者」を参照ください。

補助対象事業

(1) ①～③いずれかに当てはまるもの ※(1)のみの申請も可

①スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組

②スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続・回復のため取組

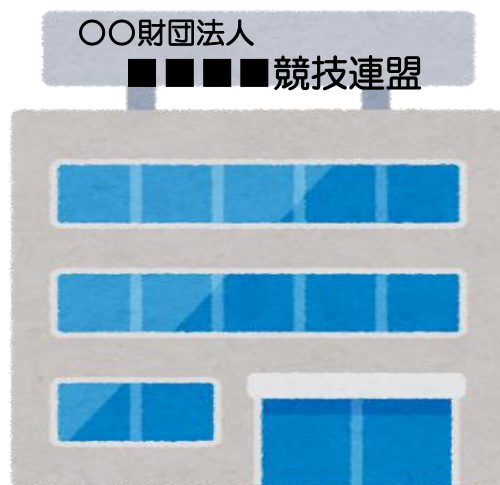
③雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組

(2) (1)の取組と併せて行う新型コロナウイルス

感染拡大予防ガイドラインに即した取組

補助対象例

＜団体の例＞



- 秋に延期して実施する大会や合宿
- 競技の認知向上のための体験会や交流会
- コロナ対策相談窓口を新たに設置するためのスタッフ配備や実施する研修会
- 組織運営の高度化に必要とする会計システムの構築やクラウドサービスの導入
- 業務のリモートワーク化に関する専門家からの助言に対する謝金やマニュアルの作成
- 無観客試合を動画配信
- オンライン会議の実施や動画配信に必要な撮影機材やシステムの導入
- 大会やイベント周知のためのCM／PR動画の制作や配信
- 保有する既存の大会HPやパンフレットを多言語化

＜個人事業主・アスリート・フリーランスの例＞

- 無観客試合を動画配信
- オンライン会議の実施や動画配信に必要な撮影機材やシステムの導入
- 大会やイベント周知のためのCM／PR動画の制作や配信
- 保有する既存の大会HPやパンフレットを多言語化
- ソーシャルディスタンスを考慮した練習環境の整備や必要備品の確保
- オンラインレッスンの実施と広報関連の充実



補助率等について

(1)①～③に該当する事業であれば、補助対象経費のうちの2/3が補助されます。

ただし、上限額は100万円です（単独申請の場合※）。

上記(1)①～③の経費のうち、「A 非対面型事業モデルへの転換」「B テレワーク環境の整備」の2つの類型に該当する経費が、1/6を占める場合は、**補助率が3/4となります**

(2)の補助率については、定額50万円（上限）となります。

ただし、(1)①～③の事業に係る補助額以内とします。

※共同申請の場合は、共同申請人数×（100万円+50万円）で最大1,500万円の補助

詳細は公募要領「5.補助率等」をご確認ください。

補助対象経費

①人件費

②諸謝金

③旅費

④借損料

⑤消耗品費※1

⑥通信運搬費

⑦雑役務費

⑧印刷製本費

⑨備品費※2

※1 間接補助対象経費の総額の50%以内に限る

※2 単価（消費税込み）が50万円未満のものに限る

補助率に関する具体的な想定事例

例①：大会やイベントの開催（団体）

審判員等の 交通費	審判員等の 謝金	会場使用料	チラシ作成などを 外部発注	消毒液やマスクな どの購入
20万	30万	50万	20万	30万

$120万 \times 2/3 = 80万$
* 残り1/3 (40万) は自己負担

30万 (定額)

【補助合計額】 80万 + 30万 = 110万

例②：無観客試合のライブ配信（団体）

PRする動画作成を 外部発注	試合映像の中継を外部発注	サーバー容量拡張料
20万	60万	30万

非対面型モデルへの
転換対象経費

総額110万のうち1/6 (約18.3万) 以上が「非対面型モデルへの転換」であるため、補助率3/4に引き上げ

$110万 \times 3/4 = 82.5万$
* 残り1/4 (27.5万) は自己負担

【補助合計額】 82.5万

例③：オンライン指導への切り替え（個人事業主）

PC及びPC周辺機器購入 (WEBカメラ・集音マイク等)	オンライン指導を開始したことを PRする動画作成を外部発注	練習ウェアや シューズの購入
10万※1	25万	5万※2

非対面型モデルへの
転換対象経費

総額40万のうち1/6 (約6.6万) 以上が「非対面型モデルへの転換」であるため、補助率3/4に引き上げ

$40万 \times 3/4 = 30万$ * 残り1/4 (10万) は自己負担

【補助合計額】 30万

例④：練習環境の充実（個人事業主・団体）

トレーニング機器の購入	会場使用料	練習シューズ・ボール等の 購入	消毒液やマスクな どの購入
35万※1	2万	8万※2	3万

$45万 \times 2/3 = 30万$
* 残り1/3 (15万) は自己負担

3万 (定額)

【補助合計額】 30万 + 3万 = 33万

例⑤：テレワーク環境の整備（団体）

PC及びPC周辺機器購入 (WEBカメラ・集音マイク等)	テレワーク導入のための コンサルティング料	ソフトウェア等の導入
20万※1	80万	60万

テレワーク環境の整備
対象経費

総額160万のうち1/6 (約26.6万) 以上が「テレワーク環境の整備」であるため、補助率3/4に引き上げ

$160万 \times 3/4 = 120万 \rightarrow 上限100万$
* 残り1/4 + 上限を超えた経費 (60万) は自己負担

【補助合計額】 100万

- ※1 50万未満のものに限る
- ※2 補助対象経費の50%未満に限る
例④の場合は $45万 \times 50\% = 22.5万$ まで申請可能

◆購入するものは、真に必要なものに限りま。
◆補助事業に係る証拠書類は、事業の完了費の属する年度の終了後5年間は保管しておかなければなりません（補助金事務局、国、会計検査院による実施検査の可能性あり）。
10

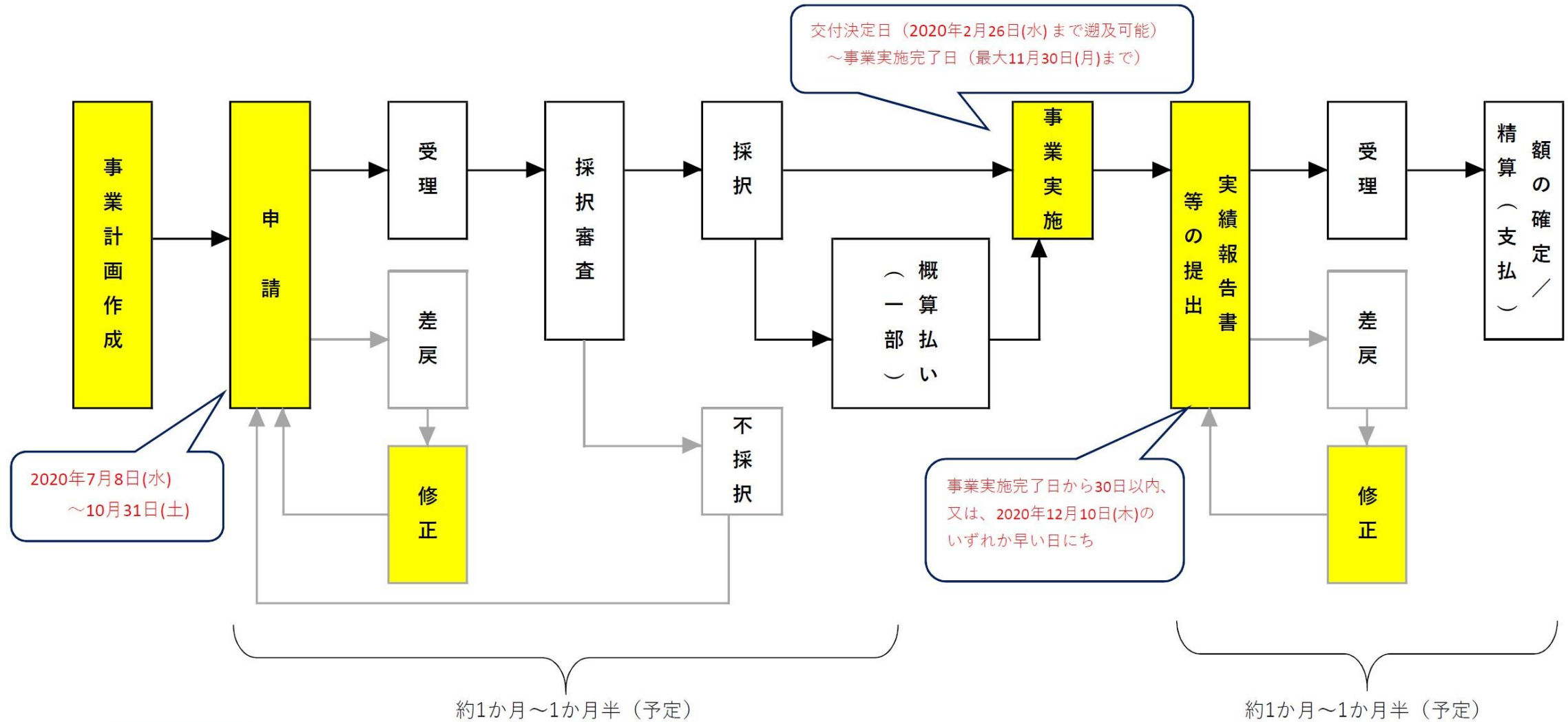
他の助成金等との併用について

No.	補助金等名称	所管省庁	受給	主な理由
1	持続化給付金	経済産業省 中小企業庁	○	当該給付金は、使途が限定されない「給付金」であり、特定の事業費に充当する本補助金とは性質が異なるため
2	雇用調整助成金	厚生労働省	○	当該助成金は、休業手当などの一部を助成するものであり、本補助金とは性質が異なるため
3	小規模事業者 持続化補助金	経済産業省 中小企業庁	×	当該補助金は、対象者を区別しつつも、本補助金と目的が同一であるため
4	文化芸術活動の 継続支援事業	文化庁	×	当該補助金は、対象者を区別しつつも、本補助金と目的が同一であるため
5	その他国費・独立行政法人等が 交付する助成金・公営競技等の 収益による資金		同一 事業×	同一の内容への重複受給を避ける必要があるため。別事業であれば受給可能
6	その他自治体からの補助金等		要確認	受給可能か否かは各自治体へ要確認

申請から報告までの流れ



第2期の募集期間を追加しました
詳細はP21・22をご覧ください



申請者

応募時提出書類（法人／単独申請の場合）

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
スポーツ事業継続支援補助金事業に係る申請書	公募要領_様式A-1	●	●	—
事業継続・高度化計画書	公募要領_様式B-1	●	●	—
補助金交付申請書	交付規程_様式第1	●	●	—
定款	—	●	—	●
貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）	—	●	—	●
2019年の活動実績を示す書類（2種類）	—	●	—	●
概算払請求書 <u>※希望団体のみ</u>	交付規程_様式第9-2	●	●	—

応募時提出書類（任意団体／単独申請の場合）

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
スポーツ事業継続支援補助金事業に係る申請書	公募要領_様式A-1	●	●	—
事業継続・高度化計画書	公募要領_様式B-1	●	●	—
補助金交付申請書	交付規程_様式第1	●	●	—
定款に類する規約等	—	●	—	●
収支計算書（直近1期分）	—	●	—	●
2019年の活動実績を示す書類（2種類）	—	●	—	●
代表者の本人確認書類	—	●	—	●
概算払請求書 <u>※希望団体のみ</u>	交付規程_様式第9-3	●	●	—

応募時提出書類（個人事業主／単独申請の場合）

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
スポーツ事業継続支援補助金事業に係る申請書	公募要領_様式A-1	●	●	—
事業継続・高度化計画書	公募要領_様式B-1	●	●	—
補助金交付申請書	交付規程_様式第1	●	●	—
収支内訳書	公募要領_様式C	●	●	—
確定申告書（第一表、第二表及び所得の内訳書）	—	●	—	●
（2019年途中に開業した場合であって、公募要領p5の2.(2)④及び⑤の要件を満たすことができない場合のみ） 事業開始以降のいずれかの月において、収入の過半がスポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入であり、かつ、当該収入のうち年俸制・月給制による収入が半分未満であることを証する書類及び開業届	—	●	—	●
2019年の活動実績を示す書類（2種類）	—	●	—	●
申請者の本人確認書類	—	●	—	●
概算払請求書 ※希望団体のみ	交付規程_様式第9-3	●	●	—

応募時提出書類（共同申請の場合——代表事業者のみ必須）

< 代表事業者のみが提出するもの >

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
スポーツ事業継続支援補助金事業に係る申請書	公募要領_様式A-2	●	●	—
複数事業者による共同申請／共同申請者一覧 ※ただし、全ての共同申請者の事業者概要の記入、 及び押印(紙媒体での提出時)が必要です。	公募要領_様式A-2別紙	●	●	—
事業継続・高度化計画書 【様式B-1】 ・応募者の概要 ・計画の内容 ・経費明細表(全ての参画申請者の分をまとめたもの) 【様式B-2】 ・計画の内容 ・経費明細総括表	公募要領_様式B-1 及びB-2	●	●	—
補助金交付申請書(連名及び全ての参画事業者の押印)	交付規程_様式第1	●	●	—

応募時提出書類（共同申請の場合——全ての参画事業者が必須）

< 全ての参画事業者が提出するもの >

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
事業継続・高度化計画書 【様式B-2】 ・ <u>個別の経費明細表</u> (参画事業者ごとに作成)	公募要領_様式B-2	●	●	—
全ての参画事業者がそれぞれ提出しなければならない添付書類 → <u>法人／任意団体／個人事業主が申請時に必要なPDF等の画像データ欄に●が付いている提出物</u> 例1) 法人 定款、貸借対照表及び損益計算書、2019年の活動実績 例2) 任意団体 定款に類する規約等、収支計算書、2019年の活動実績、代表者の本人確認書類 例3) 個人事業主 収支内訳書及び確定申告書、開業届等、2019年の活動実績、申請者の本人確認書類	—	●	—	●

実績報告時提出書類（単独申請の場合）

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
スポーツ事業継続支援補助金事業に係る補助事業 実績報告書	交付規程_様式第8	●	●	—
スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金精算払 請求書	交付規程_様式第9-1	●	●	—
支払い金額が確認できる証拠書類のコピー （例：領収書、相見積書等） ※様式第8別紙Excelの証憑書類No.入力欄と 各証拠書類に記載するNo.を必ず合わせること	—	●	—	●

実績報告時提出書類（共同申請——代表事業者の場合）

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
スポーツ事業継続支援補助金事業に係る補助事業 実績報告書	交付規程_様式第8	●	●	—
スポーツ事業継続支援補助金に係る補助金精算払 請求書 ※参画事業者がそれぞれの口座で交付を受ける場合は、 参画事業者分の口座入力欄を適宜追加し入力すること	交付規程_様式第9-1	●	●	—
支払い金額が確認できる証拠書類のコピー （例：領収書、相見積書等） ※別紙Excel様式の証憑書類No.入力欄と 各証拠書類に記載するNo.を必ず合わせること	—	●	—	●

実績報告時提出書類（共同申請——参画事業者の場合）

提出書類	様式No.	紙媒体	Excel/Word	PDF等 (画像データ)
スポーツ事業継続支援補助金事業に係る補助事業 実績報告書	交付規程_様式第8別 紙3 又は別紙3及び別紙4	●	●	—
支払い金額が確認できる証拠書類のコピー （例：領収書、相見積書等） ※別紙Excel様式の証憑書類No.入力欄と 各証拠書類に記載するNo.を必ず合わせること	—	●	—	●

各種申請スケジュール



第2期の募集期間
を追加しました

	第1期（従来のスケジュール）	第2期
交付申請 提出期間	2020/7/8(水) ～2020/10/31(土)	2020/11/1(日) ～2020/11/30(月)
補助対象期間 （経費及び事業実施） ※第1期・第2期共通	2020年2月26日(水) ～ 事業実施完了日（最大11月30日(月)まで）	
実績報告書 提出期限	実施完了予定日*1から30日後 または 2020/12/10(木)のいずれか早い日	交付決定日*2から30日後 または 2021/2/5(金)のいずれか早い日

- *1 申請時に、申請事業者が様式第1において記載する日。交付決定日が実施完了予定日以降となった場合は、「交付決定日」に置き換える。
- *2 補助金事務局の審査後、交付決定通知に記載する日。



■申請スケジュールに関する注意事項

- 第1期（2020/10/31(土)まで）に『交付申請』を提出された方は、スケジュールの変更はありません。従来のスケジュールのまま『実績報告書』をご提出ください（『交付申請』の事務局到着日によって『実績報告書』の提出期限が異なります）。
- 申請および報告関係書類は前ページに記載の期日までに、補助金事務局へ必着とします。
- 実施完了予定日（事業終了日）の最終は2020/11/30(月)で変更ありません。
- 審査の状況によっては、交付決定（『交付申請』の承認）から『実績報告書』の提出期限までが短期間になる場合があります。
- 申請内容について、事務局から修正依頼をすることがありますが、それと併せて修正書類の提出期限をご連絡いたします（概ね一週間程度）。その期限を超過した場合も、申請は不受理となったり、補助金が交付できない場合がありますので、速やかなご対応をお願いします。
- 提出期限前であっても、予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。

お問い合わせ／書類一式のご提出先

「公募要領」や「よくある質問」等をご覧のうえ、ご不明点がありましたら、以下の宛先までお問い合わせください。

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ事業継続支援補助金事務局

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階

TEL：03-6804-2571

Mail：info-jspo-support@japan-sports.or.jp

＊尚、書類の持参・ご相談のために訪問されてもご対応いたしかねます。

＊お問合せの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないよう、
お願い申し上げます。

問合せ対応時間：9:45～12:00、13:00～17:00
(土日祝日、年末年始の休業日を除く。)

